

# 北海道エゾシカ管理計画（第4期）の概要

鳥獣保護法の改正に伴い、特定鳥獣保護管理計画である「エゾシカ保護管理計画（第4期）」が改正法の施行日である本年5月29日をもって、特定鳥獣保護管理計画としての効力を失うことから、本計画を新たに創設された第二種特定鳥獣管理計画に位置付けるため、所要の変更を行いました。

## 1 変更日

平成27年5月29日

※改正法の施行日（平成27年5月29日）において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とする。

## 2 主な変更点

### (1) 計画の名称変更

- ・「エゾシカ保護管理計画」から「北海道エゾシカ管理計画」に変更

### (2) 第二種特定鳥獣管理計画等の位置付け

- ・改正法に基づく第二種特定鳥獣管理計画として位置付け
- ・北海道エゾシカ対策推進条例（以下「エゾシカ条例」という。）に基づく基本計画として位置付け

### (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の記述追加

- ・改正法で創設された指定管理鳥獣捕獲等事業の記述追加

### (4) その他

- ・エゾシカ条例に基づく特定鉛弾所持禁止の追加
- ・生息動向及び農林業被害等情報の時点修正